

(1) 山形県企業立地促進補助金（新設）

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額
新設	大規模	県内に用地を取得し、工場を設置する場合 (1)土地を除く固定資産の取得額(消費税除く。以下同じ。)が100億円以上 (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が300名以上 (3)用地取得から3年以内の着手、5年以内の操業	土地を除く 固定資産の 取得額	補助率：10% 【バイオ加算+5%】 【鳥海南工業団地 特別加算措置参照】  限度額：50億円
	一般	県内に用地を取得し、工場を設置する場合 (1)土地を除く固定資産の取得額3億円以上 (空工場の取得の場合は5,000万円以上) (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が ①10名以上 ② 20名以上 (3)用地取得から1年以内の着手、2年(対象経費 が15億円を超える場合は3年)以内の操業		補助率： 対象経費が15億円 以下の部分は20% 対象経費が15億円 を超える部分は5% 【バイオ加算+5%、鳥海南工業 団地特別加算措置参照】 限度額：① 3億円 ② 10億円
	拠点 団地	鳥海南工業団地に用地を取得し、工場を設置する 場合 (1)土地を除く固定資産取得額1億円以上 (空工場の取得の場合は、5,000万円以上) (2)用地取得から3年以内の着手、5年以内の操業		補助率：10% 【バイオ加算+5%】 【鳥海南工業団地 特別加算措置参照】 限度額：3億円
	研究 開発 施設	県の誘致により、 県外から新たに進 出する製造業を営 む企業で、研究開 発施設を設置する 企業 県内に用地を取得し、研究開発施設を設置する 場合 (1)土地を除く固定資産の取得額3,000万円以上 (空工場の場合は、1,500万円以上) (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が5名以上 (3)用地取得から1年以内の着手、2年以内の操業		補助率：25% 【バイオ加算+5%】 【鳥海南工業団地 特別加算措置参照】  限度額：10億円
	本社 機能 移転	県の誘致により、 県外から新たに本 社機能に移転する 企業 県内に建物を建設し、本社機能を設置する場合 (1)本社機能交付対象固定資産の取得額5,000万円 (空きオフィス等の取得の場合は2,500万円) 以上 (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が ①10名以上 ② 20名以上 (3)本社等建物の建設着手から2年以内の操業		補助率： 対象経費が15億円 以下の部分は20% 対象経費が15億円 を超える部分は5%  限度額：① 3億円 ② 10億円
賃貸 ・ リース	県の誘致により、 県外から新たに進 出する企業で、製 造業等を営む企業 (植物工場を運営 する企業を含む) 県内に工場等を設置する場合 (1)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上 ※自動車関連企業で新規常用雇用者が50名以上の 場合、補助率の加算あり	建物・ 設備の賃貸 ・リース額	補助率：20% *操業後5年間を対象 リースの場合は5カ年を 限度にリース期間の 1/2の期間を対象 【バイオ加算+5%】 【鳥海南工業団地 特別加算措置参照】	

注) 新規地元常用雇用者について  
次の要件をすべて満たす方が対象となります  
① 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者  
② 県内に住所を有する者  
③ 雇用期間の定めのない者

区分		対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額
新 設	物流 関連 施設	県の誘致により、 県外から新たに進 出する企業で、製 造業を営む企業又 は物流関連事業を 営む企業	県内に用地を取得し、物流関連施設を設置する場合  (1)土地を除く固定資産の取得額3億円以上 (空工場の取得の場合は5,000万円以上) (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が ①5名以上 ② 20名以上 (3)用地取得から1年以内の着手、2年(対象経費 が15億円を超える場合は3年)以内の操業	土地を除く 固定資産の 取得額	補助率： 対象経費が15億円 以下の部分は15% 対象経費が15億円 を超える部分は5%  限度額：① 3億円 ② 10億円
	賃貸・ リース		県内に物流関連施設を設置する場合  (1)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が5名以上	建物・ 設備の賃貸 ・リース額	補助率：20% *操業後5年間を対象 リースの場合は5カ年を 限度にリース期間の 1/2の期間を対象

※表中の「バイオ」はバイオ関連企業を指します。

※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。

※上記のほかにも要件がありますので、詳細はお問合せください。

※県の補助金のほか、県内市町村による独自の補助金もご活用いただけます。

<特別加算措置>

雪 策	新設に該当する企 業	雪対策を講じる企業を対象 ① 消雪設備 補助率：100/100 基準額：1,200万円 ※消雪面積800㎡超かつ1,200万円以上の場合 別途加算の場合あり ② 除雪設備 補助率：50/100 限度額：500万円 ③ 利雪設備 補助率：30/100 限度額：1,000万円
社 員 寮	新設〔本社機能移 転〕に該当する企 業	社員寮への補助 対象：新設〔本社機能移転〕に該当し、自社の複数の社員が居住するための社員寮を設置 する企業を対象 対象経費：社員寮の設置に要する経費(土地・家電等を除く) 補助：補助率20%、補助限度額1,200万円
賃 貸 ・ リ ー ス	新設〔大規模、一 般、賃貸・リ ース〕に該当する企 業	デポ関連施設への補助 対象：東北管内にデポ(完成車工場などに納入するための一時保管所、加工施設等)を設置 する企業を対象 要件：①対象の補助事業の操業開始から1年以内にデポを操業するもの。 ②自動車用部品の輸送拠点として、使用するために設置するもの。 補助：デポの賃貸・リースに要する経費 補助率：20% ※補助事業の操業開始から5年間を対象とする。 (リースの場合は、5年間を限度にリース期間の1/2の期間) ※上記の補助事業において、新規地元常用雇用者が50名以上の場合の補助率は100%
工 業 団 地 鳥 海 南	新設〔大規模、一 般、拠点団地、賃 貸・リース、研究 開発施設〕に該当 する企業	大規模取得への補助 対象：① 2ha以上の用地を取得する企業 ② 5ha以上の用地を取得する企業 ③ 10ha以上の用地を取得する企業 補助：①補助率を1.2倍とする。 ②補助率を1.5倍とする。 ③補助率を2倍とする。

(2) 山形県企業立地促進補助金（増設）

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額
増設	大規模	事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1) 土地を除く固定資産取得額30億円以上 (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が30名以上 (3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、3年以内の操業 (4) 市町村における産業施策等に沿ったものであること	土地を除く固定資産の取得額	補助率： 対象経費が20億円以下の部分は10% 対象経費が20億円を超える部分は5% 【バイオ、有機エレ、自動車、航空機加算 +5%】 限度額：4億円
	一般	事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1) 土地を除く固定資産取得額5億円以上 (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が ①10名以上 (増設交付対象固定資産の取得額が15億円以上かつ山形県産業振興ビジョンに定める目標指標のうち、「労働生産性(製造業従事者一人あたり付加価値額)」が目標値以上の場合は5名以上) ② 20名以上 (3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業 (4) 市町村における産業施策等に沿ったものであること		補助率：5% 【バイオ、有機エレ、自動車、航空機加算 +5%】 限度額：① 5,000万円 ② 1.5億円 【バイオ、有機エレ加算あり】
	立地後5年以内	事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1) 土地を除く固定資産の取得価格3億円以上 (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が ①10名以上 (増設交付対象固定資産の取得額が15億円以上かつ山形県産業振興ビジョンに定める目標指標のうち、「労働生産性(製造業従事者一人あたり付加価値額)」が目標値以上の場合は5名以上) ② 20名以上 (3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業		補助率： 対象経費が15億円以下の部分は20% 対象経費が15億円を超える部分は5% 【バイオ加算 +5%】 限度額：① 3億円 ② 10億円
	賃貸・リース	既に県内に工場を有する製造業等を営む立地企業(植物工場を運営する企業を含む) (1) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上	建物・設備の賃貸・リース額	補助率：5% * 操業後5年間を対象とする 但し、リースの場合は5カ年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。
	研究開発施設	既に県内に工場を有する製造業を営む立地企業で、研究開発施設を設置する企業 事業の付加価値を高めるために研究開発施設を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1) 土地を除く固定資産の取得額1,500万円以上 (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が3名以上 (3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業	土地を除く固定資産の取得額	補助率：5% 限度額：1億円
	物流関連施設	事業の高度化等に資するために新たに物流関連施設を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1) 土地を除く固定資産取得額5億円以上 (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上 (3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業 (4) 市町村における産業施策等に沿ったものであること	土地を除く固定資産の取得額	補助率：5% 限度額：1億円
	既に県内に工場を有する製造業を営む立地企業(物流業を営む企業を除く) 県内に物流関連施設を設置する場合 (1) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上	建物・設備の賃貸・リース額	補助率：5% * 操業後5年間を対象とする 但し、リースの場合は5カ年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。	

※表中の「バイオ」はバイオ関連企業、「有機エレ」は有機エレクトロニクス関連企業、「自動車」は自動車関連企業、「航空機」は航空機関連企業を指します。

※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。

※上記のほかにも要件がありますので、詳細はお問合せください。

※県の補助金のほか、県内市町村による独自の補助金もご活用いただけます。

(1) 山形県ソフト産業立地促進補助金（新設）

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額 (補助率等)
新 設	賃借	<p>県の誘致により県外から新たに進出する、IT業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業）及びデザイン業を行う企業</p> <p>新規地元常用雇用者が5名以上</p> <p>※IT業向け特例に該当する場合は1名以上</p>	<p>①雇用奨励金</p> <p>②開設後5年間の事業所賃借料</p> <p>③初期費用 ※IT業のみ</p>	<p>① 1名あたり30万円 (IT業：1名あたり60万円)</p> <p>② 1/2</p> <p>③ 1/2</p> <p>○限度額：3億円 (①～③に係る補助金の合計額通算)</p>
	取得	<p>県の誘致により県外から新たに進出する、IT業、デザイン業及びコールセンター業（バックオフィス業務を含む）を行う企業</p> <p>(1)土地を除く固定資産の取得額 1億円以上</p> <p>(2)新規地元常用雇用者が5名（コールセンター業については10名）以上 ※IT業向け特例に該当する場合は1名以上</p> <p>(3)用地取得から1年以内の着手、2年（対象経費が15億円を超える場合は3年）以内の操業</p>	<p>①雇用奨励金</p> <p>②土地を除く固定資産の取得額</p>	<p>① 1名あたり30万円 (IT業：1名あたり60万円)</p> <p>② 15億円以下の部分は20% 15億円を超える部分は5%</p> <p>○限度額：10億円 (①②に係る補助金の合計額通算)</p>

注1) 新規地元常用雇用者について  
 次の要件をすべて満たす方が対象となります  
 ① 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者  
 ② 県内に住所を有する者  
 ③ 雇用期間の定めのない者

注2) 雇用奨励金の取り扱いについて  
 対象者：新規地元常用雇用者（1年以上継続雇用されている者に限る）※1名につき1回限り  
 対象期間：IT業は原則5年間、デザイン業、コールセンター業は原則3年間

注3) IT業向け特例  
 別途要件等がございますので、詳しくはお問い合わせください。

※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。  
 ※上記のほかにも要件がありますので、詳細はお問合せください。  
 ※県の補助金のほか、県内市町村による独自の補助金もご利用いただけます。

(2) 山形県ソフト産業立地促進補助金（増設）

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額 (補助率等)	
増 設	賃借	既に県内に事業所を有する、IT業及びデザイン業を行う企業	新規地元常用雇用者が5名以上	①雇用奨励金 ②開設後1年間の事業所賃借料	① 1名あたり30万円 ② 1/2 ○限度額：1億円 (①②に係る補助金の合計額通算)
	取得	既に県内に事業所を有する、IT業、デザイン業及びコールセンター業（バックオフィス業務を含む）を行う企業	(1)土地を除く固定資産の取得額5億円以上 (2)新規地元常用雇用者が5名（コールセンター業については10名）以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	① 1名あたり30万円 ② 5% ○限度額：1億円 (①②に係る補助金の合計額通算)
	賃借（5年以内）	県の誘致により県外から新たに進出し、県内で操業開始から5年以内の、IT業及びデザイン業を行う企業	新規地元常用雇用者が5名以上 ※IT業向け特例に該当する場合は1名以上	①雇用奨励金 ②開設後5年間の事業所賃借料 ③初期費用 ※IT業のみ	① 1名あたり30万円（IT業：1名あたり60万円） ② 1/2 ③ 1/2 ○限度額：3億円 (①～③に係る補助金の合計額通算)
	取得（5年以内）	県の誘致により県外から新たに進出し、県内で操業開始から5年以内の、IT業、デザイン業及びコールセンター業（バックオフィス業務を含む）を行う企業	(1)土地を除く固定資産の取得額1億円以上 (2)新規地元常用雇用者が5名（コールセンター業については10名）以上 ※IT業向け特例に該当する場合は1名以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	① 1名あたり30万円（IT業：1名あたり60万円） ② 15億円以下の部分は20% 15億円を超える部分は5% ○限度額：10億円 (①②に係る補助金の合計額通算)

(3) 山形県立地環境調査支援事業費補助金

対象事業者	山形県内に事業所等の設置または本社機能の移転を検討している企業		
補助要件	①立地を検討している業種が、ソフトウェア業、デザイン業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業のいずれかに該当すること (現在の業種が異なる場合でも、上記業種の新規立地を検討している場合は対象とする) ②滞在期間中に1回以上、山形県職員等の動向を伴う視察及び同職員との事業内容に関する情報交換を行うこと		
補助金額	対象経費の2分の1に該当する金額(千円未満切捨)または10万円のいずれか低い金額 ※1事業者あたり1回、最大3名分		
対象経費 ※1	往復交通費	往復航空費又は往復鉄道賃の実費※2 (視察者の勤務地最寄りの空港又は駅と山形県内の空港又は駅との往復区間)	宿泊パックを利用する場合 利用料実費とする (ただし、往復航空賃又は往復鉄道賃と宿泊以外の費用は除く)
	宿泊費	山形県内の宿泊施設における宿泊費及び宿泊に伴う諸雑費(シーツ代等)	
	会議室等利用料	備品使用料等のオプション利用料を除く施設利用料及び会議室利用料	

注) 活用の際には、山形県担当職員等と事前に訪問先の調整が必要となりますので、事前にご連絡ください。

※1 飲食費及び上記以外の交通費については補助の対象外。

※2 片道区間で航空機と鉄道を併用する場合は、航空賃と鉄道賃のいずれか高価な交通費を対象とする。